平成２２年（フ）第５５号
長野県上田市腰越249番地29　キクヤアパート202号、前住所長野県上田市上丸子223番地３
債務者　中山　民自
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第５６号
長野県上田市上丸子223番地３、住民票上の住所長野県上田市上丸子299番地13
債務者　中山　瑞枝
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第７４号
長野県上田市古里1563番地12
債務者　松井　恵子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２４１号
京都府木津川市兜台１丁目２番地　高の原駅西団地12棟406号
債務者　上田　　誠
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４３６号
京都市左京区下鴨北園町10番地６　ペルル303号室
債務者　水田　義隆
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４８０号
京都府宇治市宇治琵琶15番地の３
債務者　原口榮美子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６２７号
京都市西京区上桂東ノ口町112番地　プリメール桂203号
債務者　下條絵里子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７０６号
京都府八幡市男山八望２番地　C11―401
債務者　大門　真弓
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８１０号
京都市伏見区竹田七瀬川町372番地５
債務者　山田智恵美（旧姓篠原）
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８２６号
京都市北区衣笠鏡石町４番地16
債務者　中尾　道代
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８２７号
京都市北区衣笠鏡石町４番地16
債務者　井上国和こと　韓　　国和
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８２８号
京都市西京区桂池尻町55番地２　アパルトマン吉203号
債務者　大槻加壽美
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８３１号
京都市伏見区向島庚申町23番地30
債務者　阪野　明彦
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８３８号
京都市中京区河原町通夷川上る指物町313番地　藤和シティホームズ河原町二条405号
債務者　ヒーリングサロンフルフルこと　木村美和子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８４３号
京都市山科区竹鼻西ノ口町78番地14　レオパレス竹鼻第１―103号
債務者　倉田　克典
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８４４号
京都市右京区嵯峨野芝野町９番地５
債務者　仲　　義詔
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８７５号
京都府京都市西京区樫原分田５番地４　渡辺ビル402号、住民票上の住所京都府京都市南区久世殿城町522番地６　メゾンとのしろ108号
債務者　宮田　明美（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係